

令和8年度 岡山市立学校消防用設備等点検業務委託特記仕様書

1. 委託件名 市立岡山中央中学校ほか消防用設備等点検業務委託
2. 委託場所 岡山市北区蕃山町地内 他
3. 委託概要 岡山市立学校の消防用設備，防火設備及び防火対象物点検業務
4. 委託数量 別紙数量総括表のとおり

5. 児童クラブ室の消防設備点検

各学校内の児童クラブ室（仮設建物含む）の消防設備についても本業務に含むため，前期・後期点検とも点検すること。

6. 点検作業日程の調整について

点検作業は休業期間中を基本とするが，休業期間中だけでは業務遂行が困難な場合は，学校と相談のうえ授業に支障のないよう点検作業を行うこと。特に，音の出る点検作業は，休み時間に行うなど十分に学校と調整すること。

7. 防火対象物点検

○点検対象

旧内山下小学校 岡山市北区丸の内一丁目2 延床面積：5,806 m²

○業務の内容・方法

消防法第8条の2の2第1項の規定に基づき，防火対象物点検資格者により，火災の予防上必要な事項等に適合しているかどうか点検を実施すること。防火対象物点検終了後，点検結果報告書を作成，所轄消防署へ提出のうえ，審査終了後は就学課へ返却すること。また，消防署から指摘事項があった場合は，就学課へ報告すること。学校施設課には，消防署へ提出した報告書の写し（表紙も含む）を一部提出すること。受託者は，点検結果を防火管理維持台帳に記録し，就学課へ保管する。

○点検資格者

消防用設備等点検・整備に必要となる所定の資格を有し，かつ所定の講習を受講している者の中から防火対象物点検従事者を選定すること。資格者がいない場合は，「再委託届」を提出し，これを再委託することができる。再委託した場合は，防火対象物点検資格者の免状及び再委託先により雇用されていることが確認できる書類（健康保険証・雇用保険証など）の写しを提出すること。

8. その他

市立桑田中学校に設置されている連結送水管については、外観点検に加え耐圧性能点検を行うこと。

その他学校によっては、工事等を実施している棟があるため、当該工事の施工業者・学校と点検作業日程等について適宜連絡・調整を行い、点検作業を円滑かつ安全に実施すること。